

### <薬局の管理者の氏名、住所、連絡先、営業時間>

薬局の管理者 温井 知佳                      有限会社 寿メディカル  
営業時間 午前9時～午後6時                  連絡先 079-247-0910  
〒672-8012 兵庫県姫路市白浜町寺家1丁目186-2

### <取り扱いのある医療保険及び公費負担医療>

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定（医療・介護）
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（精神通院医療）
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定

### <調剤基本料>

当薬局では調剤基本料〈土山店・大久保店・白浜店 加算1〉〈稲美店 加算2〉を算定しております。

### <調剤管理料> 全店舗

患者さまやご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の 情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

### <服薬管理指導料> 全店舗

剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

なお、患者さまが選択されたかかりつけ薬剤師が服薬指導等を行う場合も、服薬管理指導料として算定されます。かかりつけ薬剤師は、患者さまが使用しているお薬の情報を一元的・継続的に把握し、複数の医療機関から処方されたお薬の重複、飲み合わせ、残薬状況等を確認しながら、安心してお薬を使用していただけるよう支援します。

### <個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行> 全店舗

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

### <在宅患者訪問薬剤管理料（医療保険の場合）・居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険の場合）> 土山店

当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

## <調剤報酬点数表一覧>

当薬局は、以下の調剤報酬点数を算定しております。

### 調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

#### 第1節 調剤技術料

令和8年3月31日、日本薬剤師会作成

| 項目                           | 届出 | 主な要件、算定上限                                                                                                                                                                                                                                      | 点数                                                              |
|------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 調剤基本料                        |    | 処方箋受付1回につき                                                                                                                                                                                                                                     | 注1)安給率50%以下な場合は▲50%で算定<br>注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定 |
| ① 調剤基本料 1                    | ○  | ②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局                                                                                                                                                                                                                  | 47点                                                             |
| ② 調剤基本料 2                    | ○  | 処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局<br>・月4,000回超、集中度70%超<br>・月600回超～4,000回以下、集中度85%超<br>(ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象)<br>・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超<br>※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算<br>※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む | 30点                                                             |
| ③ 調剤基本料 3                    | ○  | 同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局<br>イ) ・月3.5万回超～40万回以下、集中度85%超<br>・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり<br>ロ) ・月40万回超、集中度85%超<br>・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり<br>ハ) ・月40万回超、集中度85%以下                                           | イ) 25点<br>ロ) 20点<br>ハ) 37点                                      |
| ④ 特別調剤基本料 A                  | ○  | 保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）&集中度50%超の保険薬局<br>※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定<br>※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可<br>※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定                                                                                                        | 5点                                                              |
| ⑤ 特別調剤基本料 B                  | —  | 調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局<br>※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可<br>※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定                                                                                                                                                  | 3点                                                              |
| 分割調剤（長期保存の困難性等）              |    | 1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）                                                                                                                                                                                                                           | 5点                                                              |
| 〃（後発医薬品の試用）                  |    | 1分割調剤につき（1処方箋の2回のみ）                                                                                                                                                                                                                            | 5点                                                              |
| 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1           |    | 医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上                                                                                                                                                                                                                 | 27点                                                             |
| 地域支援・医薬品供給対応体制加算 2           |    | 調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上                                                                                                                                                                                                                   | 59点                                                             |
| 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3           | ○  | 調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋選択7以上                                                                                                                                                                                                                       | 67点                                                             |
| 地域支援・医薬品供給対応体制加算 4           |    | 調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上                                                                                                                                                                                                                 | 37点                                                             |
| 地域支援・医薬品供給対応体制加算 5           |    | 調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制＋選択7以上                                                                                                                                                                                                                     | 59点                                                             |
| 連携強化加算                       | ○  | 災害・新興感染症発生時等の対応体制                                                                                                                                                                                                                              | 5点                                                              |
| バイオ後続品調剤体制加算                 | ○  | バイオ後続品の積極的調剤の揭示、バイオ後続品の調剤                                                                                                                                                                                                                      | 50点                                                             |
| 後発医薬品減算                      | —  | 後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く                                                                                                                                                                                                               | ▲5点                                                             |
| 在宅薬学総合体制加算 1                 | ○  | 在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等                                                                                                                                                                                                            | 30点                                                             |
| 在宅薬学総合体制加算 2                 |    | 同加算 1 の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績                                                                                                                                                                                                        | 単一建物患者 100点、それ以外 50点                                            |
| 電子調剤情報連携体制整備加算               | ○  | 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで                                                                                                                                                                                                                  | 8点                                                              |
| 門前薬局等立地依存減算                  | —  | 都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール、既存薬局を除く。                                                                                                                                                                                                              | ▲15点                                                            |
| 薬剤調剤料                        |    |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                 |
| 内服薬                          |    | 1剤につき、3剤分まで                                                                                                                                                                                                                                    | 24点                                                             |
| 屯服薬                          |    |                                                                                                                                                                                                                                                | 21点                                                             |
| 浸煎薬                          |    | 1調剤につき、3調剤分まで                                                                                                                                                                                                                                  | 190点                                                            |
| 湯薬                           |    | 1調剤につき、3調剤分まで                                                                                                                                                                                                                                  | 7日分以下 190点<br>8日分以上 10点/1日分<br>29日分以上 400点                      |
| 注射薬                          |    |                                                                                                                                                                                                                                                | 26点                                                             |
| 外用薬                          |    | 1調剤につき、3調剤分まで                                                                                                                                                                                                                                  | 10点                                                             |
| 内服用薬剤                        |    | 1調剤につき                                                                                                                                                                                                                                         | 10点                                                             |
| 無菌製剤処理加算                     | ○  | 1日につき ※注射薬のみ                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                 |
| 中心静脈栄養法用輸液                   |    | 2以上の注射薬を混合                                                                                                                                                                                                                                     | 69点（15歳未満 237点）                                                 |
| 抗悪性腫瘍剤                       |    | 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）                                                                                                                                                                                                                   | 79点（15歳未満 147点）                                                 |
| 麻薬                           |    | 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（〃）または 原液を無菌的に充填                                                                                                                                                                                                                | 69点（15歳未満 137点）                                                 |
| 麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）      |    | 1調剤につき                                                                                                                                                                                                                                         | 麻薬 70点、麻薬以外 8点                                                  |
| 自家製剤加算（内服薬）                  |    | 1調剤につき                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                 |
| 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、注射剤       |    | 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定                                                                                                                                                                                                                     | 7日分につき 20点                                                      |
| 液剤                           |    |                                                                                                                                                                                                                                                | 45点                                                             |
| 自家製剤加算（屯服薬）                  |    | 1調剤につき                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                 |
| 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、注射剤       |    |                                                                                                                                                                                                                                                | 90点                                                             |
| 液剤                           |    |                                                                                                                                                                                                                                                | 45点                                                             |
| 自家製剤加算（外用薬）                  |    | 1調剤につき                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                 |
| 錠剤、ロ・チ剤、軟・硬膏剤、ハ・ゲル剤、リメント剤、坐剤 |    |                                                                                                                                                                                                                                                | 90点                                                             |
| 点眼剤、点鼻・点耳剤、洗眼剤               |    |                                                                                                                                                                                                                                                | 75点                                                             |
| 液剤                           |    |                                                                                                                                                                                                                                                | 45点                                                             |
| 計量混合調剤加算                     |    | 1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬                                                                                                                                                                                                                            |                                                                 |
| 液剤                           |    |                                                                                                                                                                                                                                                | 35点                                                             |
| 散剤、顆粒剤                       |    |                                                                                                                                                                                                                                                | 45点                                                             |
| 軟・硬膏剤                        |    |                                                                                                                                                                                                                                                | 80点                                                             |
| 時間外等加算（時間外、休日、深夜）            |    | 基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調剤料＋無菌製剤処理加算<br>＋調剤管理料                                                                                                                                                                                                        | 基礎額の100%（時間外）、<br>140%（休日）、200%（深夜）                             |
| 夜間・休日等加算                     |    | 処方箋受付1回につき                                                                                                                                                                                                                                     | 40点                                                             |

## 第2節 薬学管理料

| 項目                                                              | 届出         | 主な要件、算定上限                                                                                                       | 点数                                         |
|-----------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 調剤管理料<br>① 内服薬<br>② 内服薬以外                                       |            | 処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理<br>1劑につき、3劑分まで                                                                           | 27日分以下 10点、28日分以上 60点<br>10点               |
| 調剤時残業調整加算                                                       |            | 7日分以上の残業調整                                                                                                      | 在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点<br>それ以外 30点 |
| 薬学的有害事象等防止加算                                                    |            | 処方変更あり                                                                                                          | 在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点<br>それ以外 30点 |
| 服薬管理指導料<br>① 通常（②・③以外）                                          | (○)<br>(○) | 処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導<br>イ) 3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）<br>ロ) 3カ月以内の再調剤以外                                        | かかりつけ薬剤師・それ以外 45点<br>かかりつけ薬剤師・それ以外 59点     |
| ② 介護老人福祉施設等入所者                                                  |            | ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで                                                                              | 45点                                        |
| ③ 情報通信機器を使用（オンライン）                                              |            | イ) 3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）<br>ロ) 在宅患者<br>ハ) 在宅患者で患者の状況の急変等に伴い行った場合<br>ニ) イ・ロ・ハ以外                              | 45点<br>59点<br>59点                          |
| 麻薬管理指導加算                                                        |            | 投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等                                                                           | 22点                                        |
| 特定薬剤管理指導加算 1                                                    |            | 厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品                                                                                         | 新たに処方 10点、指導の必要 5点                         |
| 特定薬剤管理指導加算 2                                                    | ○          | 抗悪性腫瘍剤の注射も悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで                                                                                    | 100点                                       |
| 特定薬剤管理指導加算 3                                                    |            | イ) 医薬品リスク管理計画に基づき指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで<br>ロ) 選定療養に係る選択・バイオ後結品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで                                   | 5点<br>10点                                  |
| 乳幼児服薬指導加算                                                       |            | 6歳未満の乳幼児                                                                                                        | 12点                                        |
| 小児特定加算                                                          |            | 医療的ケア児（18歳未満）                                                                                                   | 350点                                       |
| 吸入薬指導加算                                                         |            | 吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）、6月に1回まで                                                                           | 30点                                        |
| かかりつけ薬剤師フォローアップ加算                                               |            | かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで                                                                                 | 50点                                        |
| かかりつけ薬剤師訪問加算                                                    |            | かかりつけ薬剤師が患者を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで                                                                           | 230点                                       |
| 服薬管理指導料（特例）                                                     | —          | 3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可                                                                               | 13点                                        |
| 外来服薬支援料 1                                                       |            | 月1回まで                                                                                                           | 185点                                       |
| 外来服薬支援料 2                                                       |            | 一泊化支援、内服薬のみ                                                                                                     | 34点／7日分、43日分以上 240点                        |
| 施設連携加算                                                          |            | 入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで                                                                                | 50点                                        |
| 服用薬剤調整支援料 1                                                     |            | 内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで                                                                                          | 125点                                       |
| 服用薬剤調整支援料 2                                                     |            | 複数の医療機関から内服薬6種類以上の患者に対して、<br>必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案                                          | 1,000点（令和9年6月1日から）                         |
| 調剤後薬剤管理指導料                                                      |            | 地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで<br>1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更<br>2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり                | 60点<br>60点                                 |
| 服薬情報等提供料 1                                                      |            | 保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで                                                                                     | 30点                                        |
| 服薬情報等提供料 2                                                      |            | 薬剤師が必要性と判断、文書による情報提供、月1回まで<br>イ) 保険医療機関、ロ) リアル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員                                                | 20点                                        |
| 服薬情報等提供料 3                                                      |            | 保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで                                                                                      | 50点                                        |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料<br>① 単一建物患者 1人<br>② 単一建物患者 2～9人<br>③ 単一建物患者 10人以上 | ○          | 在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画<br>合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が<br>必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回（8月8日まで）、<br>保険薬剤師1人につき週40回まで  | 650点<br>320点<br>290点                       |
| 麻薬管理指導加算                                                        |            | 投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等                                                                           | 100点                                       |
| 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算                                               | ○          | 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可                                                                                   | 250点                                       |
| 乳幼児加算                                                           |            | 6歳未満の乳幼児                                                                                                        | 100点                                       |
| 小児特定加算                                                          |            | 医療的ケア児（18歳未満）                                                                                                   | 450点                                       |
| 在宅中心静脈栄養法加算                                                     | ○          | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可                                                                                       | 150点                                       |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料<br>① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変<br>② ①以外                |            | 在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応含む<br>合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が<br>必要な患者は原則として月8回まで）、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 | 500点<br>200点                               |
| 麻薬管理指導加算                                                        |            | 投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等                                                                           | 100点                                       |
| 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算                                               | ○          | 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可                                                                                     | 250点                                       |
| 乳幼児加算                                                           |            | 6歳未満の乳幼児                                                                                                        | 100点                                       |
| 小児特定加算                                                          |            | 医療的ケア児（18歳未満）                                                                                                   | 450点                                       |
| 在宅中心静脈栄養法加算                                                     | ○          | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可                                                                                       | 150点                                       |
| 夜間・休日・深夜訪問加算                                                    |            | 末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者                                                                                      | 夜間400点、休日600点、深夜1,000点                     |
| 在宅患者緊急時等共同指導料                                                   |            | 在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで                                                                                | 700点                                       |
| 麻薬管理指導加算                                                        |            | 投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等                                                                           | 100点                                       |
| 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算                                               | ○          | 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者                                                                                             | 250点                                       |
| 乳幼児加算                                                           |            | 6歳未満の乳幼児                                                                                                        | 100点                                       |
| 小児特定加算                                                          |            | 医療的ケア児（18歳未満）                                                                                                   | 450点                                       |
| 在宅中心静脈栄養法加算                                                     | ○          | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者                                                                                               | 150点                                       |
| 経管投薬支援料                                                         |            | 初回のみ                                                                                                            | 100点                                       |
| 在宅移行初期管理料                                                       |            | 在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定                                                                              | 230点                                       |
| 訪問薬剤管理医師同時指導料                                                   |            | 単一建物診療患者／居住者1人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで                                                                           | 150点                                       |
| 複数名薬剤管理指導訪問料                                                    |            | 単一建物診療患者／居住者1人の場合、当該薬局職員との複数名訪問                                                                                 | 300点                                       |
| 退院時共同指導料                                                        |            | 入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可                                                                               | 600点                                       |

### 第3節 薬剤料

| 項目                     | 主な要件                               | 点数                 |
|------------------------|------------------------------------|--------------------|
| 使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合） | 薬剤調製料の所定単位につき                      | 1点                 |
| 〃（所定単位につき15円を超える場合）    | 〃                                  | 10円又はその端数を増すごとに1点  |
| 多剤投与時の運搬措置             | 1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合 | 所定点数の90/100に相当する点数 |

### 第4節 特定保険医療材料料

| 項目       | 主な要件            | 点数               |
|----------|-----------------|------------------|
| 特定保険医療材料 | 厚生労働大臣が定めるものを除く | 材料価格を10円で除して得た点数 |

### 第5節 その他

| 項目          | 主な要件                  | 点数                |
|-------------|-----------------------|-------------------|
| 調剤ベースアップ評価料 | 地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき | 4点（令和9年6月1日から 8点） |
| 調剤物価対応料     | 処方箋受付時、3月に1回まで        | 1点（令和9年6月1日から 2点） |

### 介護報酬（令和6年6月1日施行分）

| 項目                                                                                              | 届出 | 主な要件、算定上限                                                                     | 単位数                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 店宅療養管理指導費、介護予防店宅療養管理指導費<br>① 単一建物居住者 1人<br>② 単一建物居住者 2～9人<br>③ 単一建物居住者 10人以上<br>④情報通信機器を用いた服薬指導 | ○  | 《薬局の薬剤師の場合》<br><br>合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで） | 518単位<br>379単位<br>342単位<br>46単位 |
| 麻薬管理指導加算                                                                                        |    |                                                                               | 100単位                           |
| 医療用麻薬持続注射療法加算                                                                                   | ○  | 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可                                                   | 250単位                           |
| 在宅中心静脈栄養法加算                                                                                     | ○  | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可                                                     | 150単位                           |
| 特別地域加算                                                                                          |    |                                                                               | 所定単位数の15%                       |
| 中山間地域等小規模事業所加算                                                                                  |    |                                                                               | 所定単位数の10%                       |
| 中山間地域等居住者サービス提供加算                                                                               |    |                                                                               | 所定単位数の 5%                       |

### <容器代等保険外請求>

容器の原材料の供給不足や価格高騰の影響により、容器の仕入価格が上昇しております。  
 そのため、今後一部の容器代につきまして価格を見直しさせていただく場合がございます。

#### 土山店

当薬局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。〈軟膏つば・投薬瓶 30円又は50円 点鼻容器 30円〉  
 また、オンラインで処方箋を受け付けて、お薬を配達した場合、一律 550 円の患者様負担となります。  
 甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいております。  
 医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

#### 大久保店

当薬局では、必要に応じて容器代 1個につき 50 円を頂戴しております。  
 また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料（一律 550 円）も患者様負担となります。  
 甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいております。  
 医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

#### 稲美店

当薬局では、必要に応じて容器代 1個につき 50 円 500ml 投薬瓶 130 円を頂戴しております。  
 また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料（一律 550 円）も患者様負担となります。  
 甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいております。  
 医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

#### 白浜店

当薬局では、必要に応じて容器代 1個につき 50 円を頂戴しております。  
 また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料（一律 550 円）も患者様負担となります。  
 甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいております。  
 医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

## <個人情報保護方針> 全店舗

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。

また当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・病院、診療所等からの紹介の回答
- ・患者様のご家族等への薬に関する説明
- ・医療保険事務（審査支払期間への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答）
- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談またへ届出など
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当薬局内で行う症例研究
- ・当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習
- ・外部監査期間への情報提供

## <夜間・休日加算、時間外加算（時間外・休日・深夜）>

当薬局では、夜間時間・休日などで窓口において対応する場合、下記の時間帯で時間外等加算を算定いたします。

土山店 大久保店 白浜店

夜間・休日加算（開局時間内）40 点の対象時間

平日 19:00～閉店まで 土曜日 13:00～閉店まで

休日（日曜日・祝日・1 月 2 日、1 月 3 日、12 月 29 日、30 日、31 日に開局したとき）

時間外加算：基本料 100%

（6 時～8 時 18 時～22 時 平日の定休日）

休日加算：日曜日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日

（開局日以外の輪番制による休日の当番等）基本料 140%

深夜加算：深夜（22:00～6:00）基本料 200%

稲美店

夜間・休日加算（開局時間内）40 点の対象時間

平日 19:00～閉店まで 土曜日 13:00～閉店まで

日曜日開局～12:30 まで

時間外加算：基本料 100%

（6 時～8 時 18 時～22 時 平日の定休日）

休日加算：日曜日 12:30～・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日

（開局日以外の輪番制による休日の当番等）基本料 140%

深夜加算：深夜（22:00～6:00）基本料 200%

## <地域支援・医薬品供給対応体制加算> 土山店 大久保店 稲美店 加算1 白浜店 加算2

当薬局では実績要件及び以下に掲げる施設基準を満たし地域支援・医薬品供給対応体制加算を算定いたします。

### 【加算1】土山店 大久保店 稲美店

#### 後発医薬品の調剤割合

後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が85%以上。

#### 地域における医薬品の安定供給体制

計画的な調達・在庫管理を行い、他の薬局への医薬品分譲実績（伝票等を2年間保存）があります。医薬品入手困難時には他薬局紹介や処方変更の照会等で適切に対応しています。重要供給確保医薬品は1ヶ月程度の備蓄に努め、単品単価交渉を原則実施しています。また、卸への頻回・急配依存や不適切な返品を慎み、地域の医療機関・薬局等と情報共有・事前取り決めを行っています。

### 【加算2～5】白浜店

#### 地域における医薬品等の供給拠点としての対応

保険調剤に係る医薬品を1,200品目以上備蓄し、地域の医療機関・薬局に周知しています。他の薬局への在庫共有・医薬品融通、医療材料・衛生材料の供給、麻薬小売業者免許の取得、医薬品情報（安全性情報・回収情報等）の随時提供体制を整えています。また、調剤室の面積は16㎡以上確保しています（令和8年6月以降の開設・改築・増築の場合）。

#### 休日・夜間を含む調剤・相談応需体制

平日8時間以上・週45時間以上開局し、土日いずれかも開局しています。時間外も自局または連携薬局で調剤・在宅業務に対応できる体制を整え、患者や家族からの相談にも対応しています。夜間・休日の対応体制は地域の行政機関・医療機関等に周知しています。（白浜店のみ 夜間連絡先 079-247-0520）

#### 在宅医療を行うための関係者との連携体制

診療所・病院・訪問看護ステーションと連携し、ケアマネジャーや社会福祉士等との連携体制も整えています。在宅患者への薬学的管理・指導を直近1年間で24回以上実施し、訪問薬剤管理指導の届出および在宅研修も実施しています。

#### 医療安全に関する取組

PMDA メディナビへ登録・情報収集し、薬剤師に周知しています。プレアボイド事例の収集取組を都道府県に報告し、副作用報告の手順書を作成・運用しています。

#### かかりつけ薬剤師に係る届出

服薬管理指導料の注1に規定する服薬管理指導（かかりつけ薬剤師が行う服薬管理指導）を行う旨の届出を行っています。

#### 服薬指導の実施・薬剤服用歴の作成

患者ごとに薬剤服用歴を作成・記録し、必要な薬学的管理を行った上で、記録に基づく服薬指導を実施しています。

#### 管理薬剤師要件

管理薬剤師は、保険薬剤師として5年以上の薬局勤務経験を有し、週31時間以上勤務、かつ当該薬局に継続して1年以上在籍しています。

#### 研修計画の作成と研修の実施

調剤従事者の資質向上を目的とした研修計画を作成・実施し、薬学的管理・医薬品安全・医療保険等に関する外部研修にも参加しています。

#### 患者のプライバシーへの配慮

パーティションで区切られた独立したカウンターまたは個室を設け、プライバシーに配慮しています。高齢者が椅子に座った状態で服薬指導を受けられる体制も整えています。

#### 地域医療に関連する取組

48薬効群を参考に要指導・一般用医薬品を幅広く取り揃え、生活習慣全般の健康相談や緊急避妊薬を含む女性の健康対応を実施しています。敷地内禁煙・たばこ販売禁止を徹底し、体重計・血圧測定器等のセルフメディケーション関連機器を3つ以上設置しています。また、薬事未承認の研究用試薬・検査サービスは提供していません。

### ＜バイオ後続品調剤体制加算＞ 土山店 稲美店

バイオ医薬品の適切な保管と患者への説明体制を整備しており、バイオ後続品の調剤を積極的に行っています。調剤実績のあるバイオ医薬品のうち60%以上の成分においてバイオ後続品の調剤割合が80%以上となるよう取り組んでいます。

### ＜連携強化加算＞ 全店舗

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（対外診断用医薬品）を販売しております。

・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）

イ 個人防備具を備蓄

ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備

・災害の発生時における体制の整備について

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

### ＜特定薬剤管理指導料加算＞ 全店舗

加算1

特に安全管理が必要な医薬品が処方された患者様又はそのご家族等に当該薬剤が特に安全管理が必要な医薬品である旨を伝え、当該薬剤についてこれまでの指導内容等も踏まえ適切な指導を行った場合に算定します。

加算3

調剤を行う医薬品の選択のために特に説明が必要な医薬品を処方されている患者様に、特に安全性に関する説明を安全管理等に関する資料を用いて説明を行った場合に算定します。5点

調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者様に説明及び指導を行った場合に算定します。10点

### ＜電子的調剤情報連携体制整備加算＞ 全店舗

当薬局では、以下に掲げる施設基準を満たし、電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しています。

【電子的調剤情報連携体制整備加算8点 1月に1回限り算定】

#### レセプト電子請求

レセプトの請求を電子情報処理組織（電子請求）で行っています。

#### オンライン資格確認

電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を整備しています。

#### 診療情報の活用

オンライン資格確認で取得した診療情報・薬剤情報を閲覧・活用して調剤できる体制を整えています。

### 電子処方箋への対応

電子処方箋を受け付け・調剤できる体制を整備し、紙処方箋を含む全ての調剤結果を電子処方箋管理サービスへ速やかに登録しています。また、重複投薬等チェック機能を活用し、薬学的に不適切な組み合わせがないか確認しています。

### 電磁的方法による記録管理

調剤録および薬剤服用歴を電磁的方法で管理する体制を整えています。

### 診療情報の電子的共有

電子カルテ情報共有サービス等を導入し、診療情報を電子的に共有・活用できる体制を整えています。

### マイナ保険証利用率

算定月の3月前におけるレセプト件数ベースのマイナ保険証利用率が30%以上となっています。

### 薬局内掲示

医療DX推進への取り組みとして、オンライン資格確認による情報活用、マイナンバーカードの健康保険証利用促進、電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスの活用について、薬局内の見やすい場所に掲示しています。

### ウェブサイトへの掲載

薬局内の掲示内容を、当薬局のウェブサイトにも掲載しています(当ページ)。

### マイナポータルを活用した健康相談

マイナポータルの医療情報等をもとに、患者様からの健康管理に関するご相談に応じる体制を整えています。

### サイバーセキュリティ対策

厚生労働省のガイドラインや「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」を活用し、サイバー攻撃を含むセキュリティ全般について適切な対策を講じています。

## <調剤ベースアップ評価料> 全店舗

当薬局では、以下に掲げる施設基準を満たし、該当の評価料を算定いたします。

調剤基本料の届出を行っている保険薬局であること

対象職員が勤務していること

対象職員の賃金改善を実施するための体制が整備されていること

当薬局では、職員の賃金改善に取り組み、より質の高い調剤サービスを提供できる環境づくりに努めています。

## <調剤物価対応料> 全店舗

処方箋を受け付けた場合に、3月に1回に限り所定点数を算定いたします。

## <選定療養について> 全店舗

当薬局では、長期収載品(後発医薬品がある先発医薬品)の調剤を患者さまが希望された場合や、時間外対応において、制度に基づき特別の料金(選定療養費)をご負担いただく場合があります。

長期収載品については、後発医薬品ではなく先発医薬品を希望された場合、先発医薬品と後発医薬品(最高価格帯)の価格差の2分の1相当額をご負担いただきます。なお、医師の指示がある場合や、供給状況等により後発医薬品への変更が困難な場合などは対象外となることがあります。

また、時間外対応については、患者さまのご希望による緊急性のない対応の場合に、特別の料金をご負担いただく場合があります。

ご不明な点は、薬剤師へお気軽にご相談ください。